

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和4年4月1日
安芸地区衛生施設管理組合
管理者 吉田 隆行

安芸地区衛生施設管理組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 採用者の女性割合を、20パーセントにすることを目指します。

(2) 年次休暇の取得日数を15日以上とすることを目指します。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

前項で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、目標を達成するための有効な取組として掲げている。

(1) 女性が活躍できる職場環境の構築

(2) 女性職員が年次休暇を取得し易くできるよう、事務処理の相互応援ができる体制を整備。